



条項番号	改正前	改正後																								
<p>第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等について</p>	<p>第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等については林野仕様書の規定によるほか、以下の各号の規定にも留意するものとする。</p> <p>1 段階確認に使用する様式は、別添の様式を使用するものとする。</p> <p>2 段階確認に以下の項目を含むほか、特に監督員が指示した箇所、特記仕様書に示された箇所を含める。</p> <table border="1" data-bbox="271 443 1032 614"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>細別</th> <th>確認時期・箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登山林道工事</td> <td>構造物施工</td> <td>・法線設置時</td> </tr> <tr> <td>森林整備</td> <td>本表調整</td> <td>・伐木予定木の選定完了時</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止工</td> <td>抑制工・抑止工</td> <td>・掘削前(位置・間隔を確認) ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき</td> </tr> </tbody> </table>	工種	細別	確認時期・箇所	登山林道工事	構造物施工	・法線設置時	森林整備	本表調整	・伐木予定木の選定完了時	地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前(位置・間隔を確認) ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき	<p>第10条 監督員による検査(確認を含む)及び立会等については、林野仕様書第3編 森林土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 第5条 監督職員による確認および立会 によるほか、段階確認に以下の表の項目を含める。また特に監督員が指示した箇所、特記仕様書に示された箇所を含めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1211 427 2007 603"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>細別</th> <th>確認時期・箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登山林道工事</td> <td>構造物施工</td> <td>・法線設置時</td> </tr> <tr> <td>森林整備</td> <td>本表調整</td> <td>・伐木予定木の選定完了時</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止工</td> <td>抑制工・抑止工</td> <td>・掘削前(位置・間隔を確認) ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき</td> </tr> </tbody> </table>	工種	細別	確認時期・箇所	登山林道工事	構造物施工	・法線設置時	森林整備	本表調整	・伐木予定木の選定完了時	地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前(位置・間隔を確認) ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき
工種	細別	確認時期・箇所																								
登山林道工事	構造物施工	・法線設置時																								
森林整備	本表調整	・伐木予定木の選定完了時																								
地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前(位置・間隔を確認) ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき																								
工種	細別	確認時期・箇所																								
登山林道工事	構造物施工	・法線設置時																								
森林整備	本表調整	・伐木予定木の選定完了時																								
地すべり防止工	抑制工・抑止工	・掘削前(位置・間隔を確認) ・掘削中、想定されるすべり面に相違があったとき																								
<p>第62条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について</p>	<p>(新設)</p>	<p>第62条 熱中症対策に資する現場管理費の補正について</p> <p>(1) 受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行工事の工事期間中における真夏日の計測方法及び観測箇所を明示すること。</p> <p>(2) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。 ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。</p> <p>(3) 工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。ただし、年末年始休暇、夏期休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>(4) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 ※真夏日率は小数第2位止め(3位四捨五入)</p> <p>(5) 気温の計測方法について 工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所の気温の計測結果を用いることを標準とする。</p> <p>(6) 気温の補正方法 (5)による気温の計測結果は、次の算定式により補正を行うものとする。</p>																								

条項番号	改正前	改正後
		<p>【算定式】</p> <p>補正後の気温(℃) = 気温(℃) - 標高差(m) × 0.6/100(m)</p> <p>※補正後の気温は、少数点第2位四捨五入1位止めとする。</p> <p>ただし、標高差(m) = 工事現場の標高差(m) - 計測箇所の標高(m)</p> <p>(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)</p> <p>※標高差の値は、少数点第1位四捨五入止めとする。</p> <p>(7) 受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理比率を補正し、請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。</p>
第63条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策	(新設)	<p>第63条 土砂等の搬出に係る過積載防止対策</p> <p>受注者は、過積載防止対策について、「過積載防止対策要領」を遵守して取組まなければならない。過積載防止対策要領第3条 適用範囲、県土整備部所管の土木請負工事を農政環境部所管の土木請負工事に読み替える。</p>
第64条 通行許可	(新設)	<p>第64条 通行許可</p> <p>林野仕様書第1編第1章総則1-1-1-37安全管理 13.について、以下のとおり読み替える。</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成30年1月4日改正政令第1号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬する時は、道路交通法(平成30年6月改正法律第41号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>① 施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。</p> <p>② 搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。 (荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)</p> <p>③ 通行許可証の写しを提示すること。</p>
第65条 法定外の労災保険の付保	(新設)	<p>第65条 法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならず、契約書第57条(火災保険等)に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示すること。</p> <p>なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。</p>

条項番号	改正前	改正後
巻末資料	<p>品質管理基準及び規格値 (コンクリート (ダム))</p> <p>コンクリート単位容積重量試験</p> <p>参考値 : <u>2.3</u> t/m³</p> <p>段階確認書様式</p>  <p>(参考) 治山工事施工管理基準</p> 	<p>品質管理基準及び規格値 (コンクリート (ダム))</p> <p>コンクリート単位容積重量試験</p> <p>参考値 : <u>2.25</u> t/m³</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>